

国 営 積 第 2 5 号
平成 2 9 年 3 月 1 4 日

大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長 殿
大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室長 殿
各 地 方 整 備 局 営 繕 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 営 繕 部 長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部
営繕積算企画調整室長
(公 印 省 略)

営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施に係る運用について

「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施について」(平成 29 年 3 月 14 日付け国地契第 80 号、国営管第 432 号、国営積第 23 号、国北予第 36 号)により営繕工事における入札時積算数量書活用方式実施要領を通知したところであるが、入札時積算数量書活用方式の実施に係る運用上の留意事項について下記のとおり定めたので適切に対応されたい。

また、入札時積算数量書活用方式の取組みについて、地方公共団体等に対して、各種会議等を通じて情報提供を行い、周知されたい。

記

1. 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算

- (1) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算は、公共建築工事積算基準第 8 (設計変更における工事費) の規定に準じるものとする。
- (2) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算における共通費の算定は、公共建築工事共通費積算基準(平成 15 年 3 月 31 日付け国営計第 196 号) 2 (7)、3 (7) 及び 4 (4) の規定に準じるものとする。
- (3) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算に用いる単価及び価格は、公共建築工事標準単価積算基準(平成 19 年 2 月 15 日付け国営計第 145 号) 第 1 編 5 (設計変更時の取り扱い) の規定に準じるものとする。
- (4) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算に用いる数量は、入札時

積算数量書の訂正の対象となった積算数量及び当該積算数量に関連する項目の、訂正後の積算数量における訂正分の数量とする。

2. 入札時積算数量書別紙明細の公開等

(1) 入札時積算数量書別紙明細について

「入札時積算数量書別紙明細」とは、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目のうち、必要に応じて別途作成される当該細目の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面（電磁的記録に記録されたものを含む）。また、入札時積算数量書において、数量を一式としている共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等について、必要に応じて別途作成される各費用の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示す共通仮設費明細書、現場管理費明細書及び一般管理費等明細書を含むものとする。ただし、数量基準において数量算出の方法が規定されていないものは除くことができる。

(2) 入札時積算数量書別紙明細の公開

「入札時積算数量書別紙明細」は、全て公開するものとする。なお、原則として見積りを行うために必要な図面及び仕様書の交付に併せて公開するものとする。

(3) 入札時積算数量書別紙明細の取扱い

「入札時積算数量書別紙明細」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積りに資するための参考資料であり、契約書第1条にいう設計図書及び第18条の2にいう入札時積算数量書ではない。

3. 設計変更における積算数量書の提示等

(1) 設計変更における積算数量書について

契約書第18条及び第19条の規定により行われる設計図書の訂正又は変更に伴う請負代金額の変更（以下「設計変更」という。）における積算数量書は、公共建築工事積算基準第4に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を表示するものとして、設計変更の対象となる積算数量をとりまとめたものをいう。

(2) 設計変更における積算数量書の提示

設計変更における積算数量書を受注者に提示するものとする。

(3) 設計変更における積算数量書の取扱い

設計変更における積算数量書は、適正な設計変更に資するための参考資料であり、契約書第1条にいう設計図書及び第18条の2にいう入札時積算数量書ではない。